

税金で築く

明るく豊かな郷土

《村税のあらまし》

税金は私たちの日常生活と深いつながりをもっています。所得があらば住民税、土地や家屋をもつれば住民税、固定資産税をそれぞれ負担します。これらの税金は、国から交付される地方交付税、国庫支出金などとおおむね村の大切な財源となり、私たちが村のくらしがより豊かになるように、道路や学校の整備、産業の振興、社会福祉の充実など多くの仕事に使われます。

つまり村税は村の発展を図り、明るく豊かな住みよい郷土を築くための共通の経費です。私たちが進んで負担しなければならぬ生計費の一部であるといえます。

◎村民税

納める人 個人住民税
納める額 個人住民税、納める額、均等割三百円

納める人 個人住民税
納める額 個人住民税、納める額、均等割三百円

◎固定資産税

納める人 村内に土地家屋所有している人
納める額 評価額の二・四%

納める人 軽自動車所有している人
納める額 軽自動車の種類に応じて一台につき五百円から四千五百円

納める人 軽自動車所有している人
納める額 軽自動車の種類に応じて一台につき五百円から四千五百円

◎電気ガス税

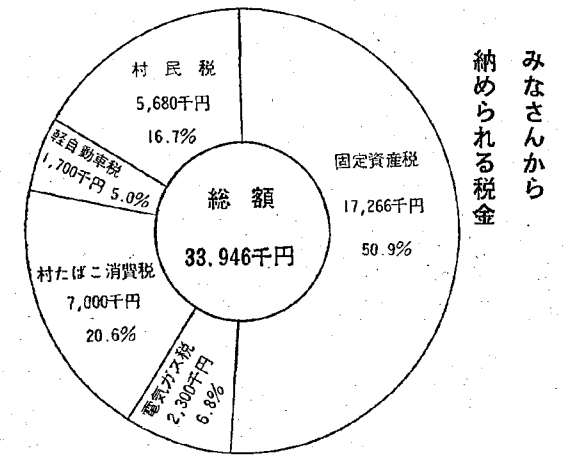
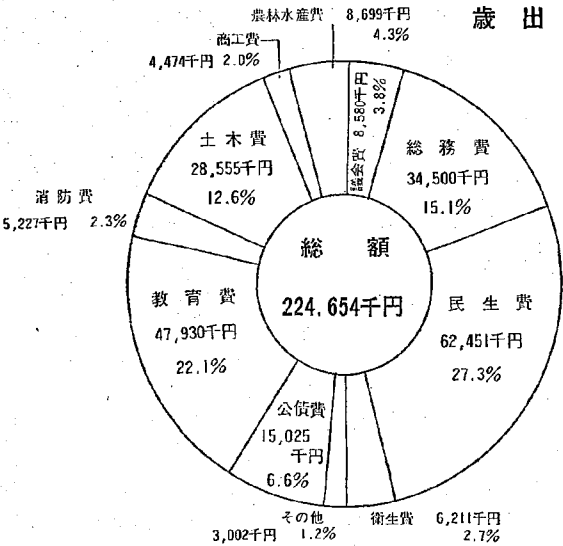
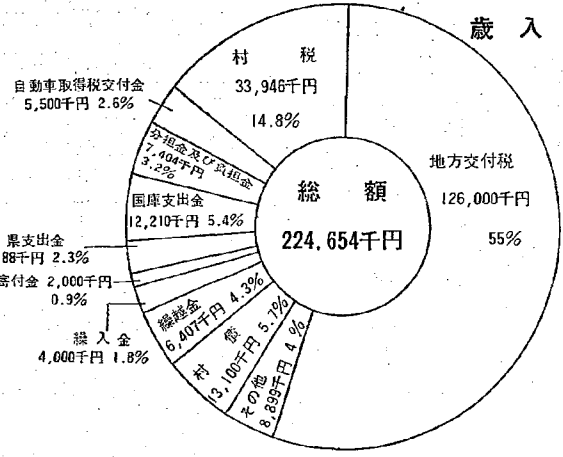
納める人 電気料を消費している人
納める額 電気料に百分の七

納める人 電気料を消費している人
納める額 電気料に百分の七

◎村たばこ消費税

納める人 村内のたばこ店より買ったたばこ二十本入一箱につき、十三円八十八銭が村税として専売公社より納付されます。

納める人 村内のたばこ店より買ったたばこ二十本入一箱につき、十三円八十八銭が村税として専売公社より納付されます。



届け出のご案内

種類	手続きの方法	種類	手続きの方法
転入届け	他の市町村から市内に引越した場合14日以内に転入届けをください。 【届出に必要な書類】 ・転出証明書(いまだに住んでいた市町村からもらってくる) ・印鑑 ・国民年金に加入している人は国民年金手帳 ・国民健康保険に加入しようとする人はその世帯の被保険者証	出生届け	14日以内に住民課へ届けください。 【届出に必要な書類等】 ・市内に本籍がある場合は届出書は1通、そうでない場合は2通必要です。 ・子どもの名前は必ずお父さんお母さんで記入してください。なおお名まえに漢字は制限されています。なのお名まえを知りたい人は住民課へ問い合わせください。 【持ってくるもの】 ・国民健康保険に加入している人は被保険者証 ・国民年金に加入している人は国民年金手帳 ・子どもが生まれた証明をします。母子健康手帳を持ってくるください。
転出届け	市内から他の市町村に移す場合移転される前に転出届けをください。(転出証明書をさしあげます。) 【持ってくるもの】 ・印鑑 ・国民健康保険に加入している人は被保険者証 ・米の配給を受けている人は配給手帳	国民健康保険の資格取得届け	国民健康保険に加入した場合は、その日から14日以内に資格取得届けをください。 【持ってくるもの】 ・国民健康保険に加入した場合は、その日から14日以内に資格取得届けをください。 ・職場の被保険者証と国保の被保険者証 ・印鑑
婚姻届け	本籍地か現住所の市町村役場に届けてください。届出をした日から効力が生じます。なお結婚で住所が変わったときは、婚姻届けといっしょに転入、転出、転居の届けをください。 届出書には、証人としてふたりの成人者の署名押印が必要です。 夫婦の両方または一方が未成年者の場合は、父母の同意の印鑑が必要です。 【届出に必要な書類等】 ・いまだに住んでいるところ夫婦の本籍がある場合は婚姻届け1通 ・どちらか一方の本籍が他の市町村にある場合は2通(本籍のない方の戸籍抄本も1通必要です。……本籍地の市町村役場からもらう。) ・夫婦とも他の市町村にある場合は3通(夫婦の戸籍抄本が各1通ずつ必要です。) 【持ってくるもの】 ・夫婦の印鑑 ・国民年金に加入している人は国民年金手帳 ・国民健康保険に加入している人は被保険者証 ・他の市町村から転入した場合転出証明書…前述の転入届けを同時に行なうため。	国民年金の資格取得届け	退職などのため職場の健康保険をやめたときは、国民健康保険に加入しなければなりません。職場の健康保険をやめた日から14日以内に届けてください。 【持ってくるもの】 ・印鑑 ・国民年金に加入している場合はその被保険者証 ・国民健康保険に加入した場合は、その日から14日以内に資格取得届けをください。 ・職場の被保険者証と国保の被保険者証 ・印鑑

身体障害者に対する軽自動車税の減免条例が改正されました

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の
聴覚障害	二級及び三級の
平衡機能障害	一級二級の及び二級の
上肢不自由	一級から六級までの各級
下肢不自由	一級から三級までの各級及び五級の
体幹不自由	一級及び三級の
心臓機能障害	一級及び三級の

従来身体障害者に対する軽自動車税の減免については、下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者が所有している一台です。ところが、この条例が改正されたことにより、身体障害者に対する減免の対象となる軽自動車等は、身体障害者が取得し、または所有する軽自動車でも、もっぱらその身体障害者手帳を受けている者が減免の対象となる軽自動車等が、身体障害者として認められることになりました。

転入などの届けは すみましたか

まだの人はすぐ住民課へ

他の市町村から市内へ引越した市町村、また市内から他の市町村へ移転した人、転入届、転出届を忘れていた人は、いまだに住民課へ届けてください。この届けを忘れていた人は、国民年金などの資格取得、健康保険に加入できないなどの損をすることになります。

役場ではみなさんの住所関係の配給、国民健康保険、国民年金の資格などを一つの台帳に記録した住民基本台帳が備えられています。これは皆さんの便利を考え、届出先は役場住民課で、ここでのいろいろな届け出の手続き方法を、どこかへはっておかれたい事例に当たった参考になりました。